

（第37号議案）

中野区介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げにより、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）における保険料収入に一時的な不足が生じないように、介護保険法施行令の一部が改正された。

このことに伴い、令和8年度の保険料率の算定等に関する特例を定める必要がある。

2 改正内容

- （1）給与等の収入金額が55万1千円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和8年度に限り、算定した合計所得金額に給与所得控除の引上げによる変更額を加算した額を用いることとする。
- （2）第1号被保険者及びその世帯員において、給与所得控除額の引上げにより特別区民税が非課税となる者については、引き続き特別区民税が課税されているものとみなし、令和8年度の保険料率の算定を行うこととする。
- （3）令和8年度分の保険料の減免について、区長が特に必要があると認める者については、申請等を要しないものとしてすることができることとする。
- （4）上記（1）及び（2）については、令和8年度分の保険料の賦課期日及び令和8年度分の特別区民税の賦課期日において区に住所を有する者に限り、住所地特例制度の対象者や転入者などについては適用しない。

3 資料

新旧対照表 別紙のとおり

4 実施時期

令和8年4月1日から施行する。

中野区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)</u> <u>のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)</u>の令和8年度における保険料率の算定についての別表(6の項(1)、7の項(1)、8の項(1)、9の項(1)、10の項(1)、11の項(1)、12の項(1)、13の項(1)、14の項(1)、15の項(1)、16の項(1)、17の項(1)及び18の項(1)に係る部分に限る。)及び第18条第1項の規定の適用については、同項中「同法第292条第1項第13号の合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「同法第292条第1項第13号の合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>

給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下「合計所得金額」という。）とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての別表（6の項(1)、7の項(1)、8の項(1)、9の項(1)、10の項(1)、11の項(1)、12の項(1)、13の項(1)、14の項(1)、15の項(1)、16の項(1)、17の項(1)及び18の項(1)に係る部分に限る。）及び第18条第1項の規定の適用については、同項中「同法第292条第1項第13号の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「同法第292条第1項第13号の合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に

規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下「合計所得金額」という。）とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての別表（6の項(1)、7の項(1)、8の項(1)、9の項(1)、10の項(1)、11の項(1)、12の項(1)、13の項(1)、14の項(1)、15の項(1)、16の項(1)、17の項(1)及び18の項(1)に係る部分に限る。）及び第18条第1項の規定の適用については、同項中「同法第292条第1項第13号の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「同法第292条第1項第13号の合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に

規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。

以下「合計所得金額」という。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての別表の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,61

9,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）第10条第1項に定める金額から令和7年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い中野区特別区税条例第10条第1項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い中野区特別区税条例第10条第1項に定める金額か

ら同年の合計所得金額を控除して得た額が、
650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての別表の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

(令和8年度分の保険料の減免に係る手続の特例)

第12条 第24条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和8年度分の保険料の減免について、区長が特に必要があると認める者については、同条第1項の規定による申請並びに同条第2項の規定による申請書及び添付書類の提出を要しないものとすることができる。

別表 (略)

別表 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。